

## 新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

平成 23 年 8 月 5 日付け 23 農畜機第 1991 号承認  
平成 24 年 9 月 5 日付け 24 農畜機第 2487 号一部改正承認  
平成 25 年 9 月 17 日付け 25 農畜機第 2635 号一部改正承認  
平成 26 年 7 月 3 日付け 26 農畜機第 1518 号一部改正承認  
平成 27 年 8 月 11 日付け 27 農畜機第 2178 号一部改正承認  
平成 28 年 9 月 6 日付け 28 農畜機第 2888 号一部改正承認  
平成 29 年 9 月 6 日付け 29 農畜機第 3073 号一部改正承認

本県における肉用牛生産の振興を図るため、「にいがた農林水産施策推進計画」及び「新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、肉用牛の生産拡大と「にいがた和牛」ブランド化を目標の柱として、その実現に向けた各種施策の推進強化が必要である。このため、肉用牛繁殖雌牛等を維持・増頭しながら肉用牛繁殖基盤の資質向上及び担い手の確保に資する取り組みに対して補助を行い、もって肉用牛生産基盤の強化と地域農業の振興に資するものとする。

公益社団法人新潟県畜産協会(以下「協会」という。)は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、畜産業振興事業の実施について(平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号-1)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4380 号。以下「要綱」という。)、畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について(平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号)(以下「要綱等」という。)に基づき、肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては、要綱等で定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

### 第 1 事業実施者

この事業の実施者は、協会及び生産者集団等とする。

### 第 2 事業の種目

この事業の内容は、新潟県酪農・肉用牛生産近代化計画等に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。

#### 1 肉用牛生産基盤強化対策事業

##### (1) 中核的担い手育成増頭推進

地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

##### (2) 優良繁殖雌牛導入支援

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等が次の取組を行う場合の奨励金の交付

ア 雌牛を購入し、一定期間自らが飼養する場合

イ 雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を営む農地所有適格法人(農

地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を經由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

## 2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業

### (1) 離島における肉用牛振興

#### ア 離島等子牛流通活性化

(ア) 離島等において生産された 12 か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島子牛」という。）を、当該離島に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付

(イ) 離島子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供

#### イ 優良子牛適正出荷推進

(ア) 離島に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付

(イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入

#### ウ 子牛流通活性化推進

離島の子牛流通の活性化を推進するための普及推進活動

## 第 3 事業の要件

### 1 生産者集団等

(1) 第 1 の生産者集団等は、生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等とする。

(2) (1) の生産者集団は、3 戸以上の農業者から構成され、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ協会長（以下「会長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、第 2 の 1 の (1) の奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに事業に参加した年度以降 3 年間は変更できないものとする。ただし、会長がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

### 2 中核的担い手育成増頭推進

#### (1) 奨励金交付対象者

第 2 の 1 の (1) の奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条第 1 項に規定する生産者補給金交付契約を同法第 6 条第 1 項の指定を受けた協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあつては、その構成員の全員が同契約を締結していること。

イ 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の 1 月 1 日から前年度の 12 月 31 日（新規の事業参加者については、前々年度の 1 月 1 日から前年度の 3 月 31 日）の間に満 9 か月齢以上の繁殖雌牛を増頭し、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表 1 に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛

の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。

- なお、平成 29 年度における平成 28 年度事業に参加した者に係る前々年度の 1 月 1 日の繁殖雌牛の飼養頭数は、満 12 か月齢以上の個体を対象とするものとする。
- ウ 事業実施年度の 12 月 31 日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が 10 頭以上であること。
- なお、交付対象生産者集団にあつては、事業実施年度の 12 月 31 日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が 10 頭以上であること。
- エ 別紙様式第 7 号の参加申請書を生産者集団等に提出すること。

## (2) 奨励金交付対象牛

第 2 の 1 の (1) の奨励金の交付対象となる繁殖雌牛は、(3) の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからエの全ての要件を満たし、かつ、オ又はカのいずれかに該当するものとする。

- ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。
- イ 事業実施年度の 12 月 31 日現在での月齢が満 9 か月齢以上であること。
- ウ 導入時点での月齢が満 72 か月齢未満であること。
- エ 同一の奨励金交付対象者において、国及び機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。
- オ 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が新潟県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2 つ以上の形質の育種価が新潟県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。
- カ 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が新潟県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1 つ以上の形質の育種価が新潟県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

## (3) 奨励金交付対象頭数

第 2 の 1 の (1) の奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とし、1 生産者当たり 50 頭を上限とする。ただし、交付対象生産者集団にあつては、1 集団当たり 50 頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題で (2) のオ又はカのいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であつて、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあつては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1 生産者又は 1 交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である 50 頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である 50 頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い

頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

ア 期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在（新規の事業参加者については、事業実施年度の4月1日現在）の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、(1)のイのただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。なお、平成28年度以前における期首頭数は、期首時点で満12か月齢以上の個体を対象とするものとする。

イ 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(4) 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

ア 生産者集団等は、繁殖雌牛の増頭計画を提出した生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、これを保管するものとする。(1)のウの交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。

イ 生産者集団等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳（別紙様式第8号）及び関連する「牛個体識別台帳（牛トレーサビリティ）」等の証拠書類をあらかじめ協会に提出しなければならない。

3 優良繁殖雌牛導入支援

(1) 貸付対象者

家畜導入事業実施要領別記第5の4の(2)に基づき、同事業による繁殖雌牛の貸付に係る国の交付金相当額の国庫への納付を終了していない基金造成主体が設置する債権管理委員会の審査等において本事業の対象としないとされた生産者は、第1の1の(2)のイの貸付対象者から除くものとする。

(2) 奨励金交付対象牛

第1の1の(2)の奨励金の交付対象牛は、次のア及びイの要件を満たし、ウ又はエのいずれかに該当する雌牛とする。

ア 国及び機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

イ 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

ウ 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、新潟県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内であり、対象牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価又は期待育種価が、新潟県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内であること。

エ 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、全国、新潟県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内であり、対象牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価又は期待育種価が、新潟県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内であること。

(3) 第2の1の(2)の一定期間とは、雌子牛（満6か月齢以上12か月齢未満）にあっては、購入後概ね42か月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあっては、購入後概ね36か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期

間とすること。

#### 4 環境と調和のとれた農業生産活動

第2の1の(1)の事業に参加する生産者、(2)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

#### 5 離島における肉用牛振興

##### (1) 優良子牛適正出荷推進

###### ア 奨励金交付対象牛

第2の2の(1)のイの奨励金の交付対象となる子牛は、出荷される子牛の体軀等が新潟県内の平均水準を下回る等の現状の改善を図るための取組を行っている地域で生産された子牛であって、満6か月齢以上満12か月齢未満、日齢体重が雄子牛1.08kg、雌子牛0.95kg〔新潟県畜産指導指標値(平成26年7月改訂)〕以上の子牛とする。

###### イ 器具機材等の導入

(ア) 器具機材等の導入は、第2の2の(1)のイの(ア)の取組を行っている地域を対象とする。

(イ) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

(ウ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

(エ) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

#### 6 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

協会は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の(1)の事業に参加する生産者、(2)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、第2の2の(1)のイの事業における(ア)の奨励金交付対象者及び(イ)の生産者集団等の器具機材等の管理運用を行う構成員であって、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び平成28年度の数量契約の締結をしている者が、平成29年度においても継続して数量契約をしていることを確認するものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体となる生産者集団等(交付対象生産者集団を除く。以下同じ)は、事業の実施に当たっては、協会が定める期日までに、事業実施計画(別紙様式第1号の別紙)を作成し、協会会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の期間

この事業の実施期間は平成29年度とする。

### 第5 補助金の額

協会は、予算の範囲内で別表2に定める補助対象経費及び補助率又は額により第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手続き等

### 1 補助金の交付申請

(1) 生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに補助金交付申請書（別紙様式第1号）を会長に提出するものとする。

会長は、内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第2号）により、生産者集団等に通知するものとする。会長が交付決定を変更しようとするときも、同様とする。

(2) 第3の1の(2)の生産者集団が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合（以下「取りまとめ農協等」という。）は、生産者集団の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに会長へ提出するものとする。

また、会長は、取りまとめ農場等を通じて、生産者集団に交付決定通知を通知するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

(1) 生産者集団等は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を提出し、会長の承認を得ることとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助金の増又は30%以上を超える増減

ウ 補助金の交付決定額増加を伴う事業費の増

エ 事業実施主体の変更

(2) 取りまとめ農協等は、生産者集団の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに会長へ提出するものとする。

### 3 補助金の支払い

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るため、生産者集団等からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に生産者集団等から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

(2) 取りまとめ農協等は、生産者集団の補助金概算払請求書を取りまとめの上、自らの補助金概算払請求書とともに、会長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

1 生産者集団等は、補助対象事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月5日までのいずれか早い日まで、実績報告書（別紙様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 取りまとめ農協等は、生産者集団の実績報告書を取りまとめの上、自らの実績報告書と合わせ、会長に提出するものとする。

3 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を生産者集団等へ通知するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取り扱い

- 1 生産者集団等は、協会に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 生産者集団等は、第7に係わる事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 生産者集団等は、2のただし書きにより第7に係わる事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第9号）を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、生産者集団の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書と合わせ、会長に提出するものとする。

## 第9 事業の推進指導等

生産者集団等は協会の指導の下、この事業の目的、内容等の周知徹底に努めるとともに関係団体との連携を図り、この事業の円滑な推進を図るものとする。

## 第10 事業の適正実施等

### 1 帳簿等の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保管期間は事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況等の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて生産者集団等に対し調査し、または報告を求めることができるものとする。

## 第11 その他

- 1 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則

- 1 この要領は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則 一部改正

- 1 この要領の一部改正は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則 一部改正

- 1 この要領の一部改正は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則 一部改正

- 1 この要領の一部改正は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則 一部改正

- 1 この要領の一部改正は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則 一部改正

- 1 この要領の一部改正は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則 一部改正

- 1 この要領の一部改正は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。



別表 1

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 （獣医師より検案書の交付を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。）
廃用	農業共済組合の勤務獣医師又は指定獣医師より農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 （１）疾病、傷病によって死にひんした場合 （２）不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 （３）骨折、は行、両目失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 （４）行方不明（盗難の場合を含む）となった日から 30 日以上生死が明らかでない場合
その他	災害救助法の適用若しくは激甚災害法の市町村において、畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 肉用牛生産基盤強化対策事業</p> <p>(1) 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>(2) 優良繁殖雌牛導入支援</p>	<p>優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付 第3の2の(2)のアからオの要件を満たす雌牛</p> <p>第3の2の(2)のアからエ及びカの要件を満たす雌牛</p> <p>優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 第3の3の(2)のアからウの要件を満たす雌牛 第3の3の(2)のア、イ及びエの要件を満たす雌牛</p>	<p>1頭当たり 80 千円以内</p> <p>1頭当たり 100 千円以内</p> <p>1頭当たり 40 千円以内</p> <p>1頭当たり 50 千円以内</p>
<p>2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業</p> <p>(1) 離島における肉用牛振興</p>	<p>ア 離島等子牛流通活性化 (ア) 離島子牛を、当該離島に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付 (イ) 離島子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供</p> <p>イ 優良子牛適正出荷推進 離島に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付</p> <p>ウ 子牛流通活性化推進 離島の子牛流通の活性化を推進するための普及推進活動</p>	<p>1頭当たり 5,700 円以内</p> <p>2/3 以内</p> <p>1頭当たり 2,700 円</p> <p>2/3 以内</p>

別紙様式第1号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年度において、肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）を下記のとおり実施したいので、新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書」のとおり

## 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進  (2) 優良繁殖雌牛導入支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業 (1) 離島における肉用牛振興				
計				

## 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日          平成    年    月    日  
(2) 事業完了予定年月日      平成    年    月    日

## 5 添付書類

- (1) 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書  
(2) 生産者集団等の規約等  
    ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）  
    イ 農協、農協連が事業実施する場合は、直近の総会資料  
    ウ 公社及び一般社団法人が事業実施する場合は、定款  
(3) 中核的担い手育成増頭推進に参加する場合は、参加者の参加申込書の写し  
(4) 優良繁殖雌牛導入支援に参加する場合は、参加者の配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

別紙様式第1号の別紙

肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

(単位:円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1				8万円			80,000				
				10万円			100,000				
	合計										

※詳細は別紙1に記載すること。

(2) 優良繁殖雌牛導入支援

(単位:円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1				4万円			40,000				
				5万円			50,000				
	合計										

※詳細は別紙2に記載すること。

別紙様式第1号の別紙の別紙1

(単位:円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
2			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
3			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
4			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
5			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
6			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
7			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
8			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
9			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
10			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
11			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
12			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
13			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
14			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
15			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
16			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
17			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
18			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
19			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
20			増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
合計				1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
				計							

別紙様式第1号の別紙の別紙2

(単位:円)

番号	事業参加者名・貸付者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考	
						頭数	単価	金額	補助金	その他		
1			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
2			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
3			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
4			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
5			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
6			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
7			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
8			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
9			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
10			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
11			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
12			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
13			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
14			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
15			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
16			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
17			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
18			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
19			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
20			導入奨励金の 交付	1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
合計				1頭当たり40千円以内								
				1頭当たり50千円以内								
				計								

## 2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業

○離島における肉用牛振興  
ア 離島等子牛流通活性化

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	〇〇農業協同組合	H28.4.1~ H29.3.31		4,600							
2											
	合計										

(注) (ア)~(イ)の事業ごとに区分して記入する。

イ(ア) 優良子牛適正出荷推進(奨励金)

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎	備考
						補助金	その他			
1	〇〇農業協同組合	H28.4.1~ H29.3.31		2,700						
2										
	合計									

イ(イ) 優良子牛適正出荷推進(器具機材等の導入)

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

ウ 子牛流通活性化推進

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎	備考
						補助金	その他			
1										
2										
	合計									

オ 生産者集団等別取りまとめ

(単位:円)

番号	事業実施者名	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		備考
					補助金	その他	
1	〇〇農業協同組合	離島等子牛流通活性化					
		優良子牛適正出荷推進					
		子牛流通活性化推進					
		小計					
2							
	合計						



### 3 生産者集団等の概要

#### (1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	生産者集団名	事務所所在地	代表者氏名	構成員戸数	飼養戸数及び頭数				出荷頭数	備考
					経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1										
2										
3										
計(集団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。  
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。  
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。  
 4 地域実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

#### (2) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
	繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1									
2									
3									
計(集団数)									

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。  
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。  
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

4 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

(単位:円)

番号	生産者集団等名	区分	肉用牛生産基盤強化対策				地域の特色ある肉用牛振興対策事業			合計
			中核的担い手 育成増頭推進	優良繁殖雌牛 導入支援	肉用牛振興 推進指導	小計	離島における 肉用牛振興	地域の特色ある 肉用牛生産 推進指導	小計	
1		事業費								
		補助金								
		その他								
2		事業費								
		補助金								
		その他								
3		事業費								
		補助金								
		その他								
4		事業費								
		補助金								
		その他								
5		事業費								
		補助金								
		その他								
合計		事業費								
		補助金								
		その他								

別紙様式第2号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付決定通知

番 号  
年 月 日

事業実施団体等  
代表者名 様

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 印

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

#### 記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成 年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額は、別に通知するところによる。  
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。  
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）  
② 平成 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成 年 月 日付け 農畜機第 号）の定めるところに従わなければならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 5 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、これを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。

別紙様式第3号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け公新畜協第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

内容は、別紙「平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進  (2) 優良繁殖雌牛導入支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業 (1) 離島における肉用牛振興				
計				

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を( )書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け公新畜協第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の補助金について、下記により金千円を概算払いにより交付されたく、新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/① =④			
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 優良繁殖雌牛導入支援	円	円	円	円	%	円	円	円
2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業 (1) 離島における肉用牛振興								
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関等

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人

別紙様式第5号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化  
等対策事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け公新畜協第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

## 3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進  (2) 優良繁殖雌牛導入支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業 (1) 離島における肉用牛振興				
計				

## 4 事業に係る精算額

(単位：円)

区 分	交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算額①-②

## 5 事業完了年月日

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日  
(2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

## 6 振込先

- (1) 金融機関名  
(2) 預金の種類  
(3) 口座番号  
(4) 口座名義人

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を( )書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第6号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化  
等対策事業）補助金の額の確定通知及び支出について

番 号  
年 月 日

事業実施団体等  
代表者名 様

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 印

平成 年 月 日付け第 号をもって提出のあった平成 年度肉用牛経営安定対策  
補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書に基づき、の補助金の額を下記  
のとおり確定したので、既に交付した補助金円との差額金 円が別途支出されるので通知し  
ます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績確定額 円
- 3 概算払済額 円
- 4 精算額 円（2－3）
- 5 振込年月日 平成 年 月 日
- 6 振込先
  - (1) 金融機関名
  - (2) 預金の種類
  - (3) 口座番号
  - (4) 口座名義人



平成 年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書

農業協同組合  
組合長 様

(事業参加希望者)

氏名又は法人名称

代表者氏名 (法人の場合)

印

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱 (別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

住所	(〒 - )				
TEL		FAX			
金融機関名称		支店 (出張所)	口座種類	口座名義 (申請者本人に限る)	口座番号
銀行/信金/信組/農協			普通/当座		

2 子牛補給金制度及び牛マルキン事業の契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度 (子牛補給金)	有 ・ 無	
肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン事業)	有 ・ 無	

3 他の事業の参加状況 (参加している場合は○印を付して下さい)

優良繁殖雌牛導入支援 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業・4万円/5万円事業)	肉用牛流通促進対策事業 (家畜商組合等の預託事業)	その他 (国庫事業のみ) ( )
--------------------------------------	---------------------------	---------------------

#### 4 繁殖雌牛の増頭計画

	前年同期首頭数 (H28. 1. 1)  (継続参加者: 12 か月齢以上) (新規参加者: 9 か月齢以上)	前年同期末頭数		本年同期首頭数		本年同期末頭数 [計画頭数] (H29. 12. 31) ② (9 か月齢以上)	繁殖雌牛 増頭数 ③=②-① 又は②-①'	補助要件 を満たす 頭数 ④	奨励金交付 対象頭数 ④≤③	(参考) 目標頭数 (5年後)	備考
		継続参加者 (H28. 12. 31)  (9 か月齢以上)	新規参加者 (H29. 3. 31)  (9 か月齢以上)	継続参加者 (H29. 1. 1) ① (9 か月齢以上)	新規参加者 (H29. 4. 1) ①' (9 か月齢以上)						
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛（乳用種と肉専用種の交雑種を含まない）をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第3の2の(2)のア～エに規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 前年同期首頭数は満12か月齢以上の繁殖雌牛を対象とするが、当該年度に新たに事業を取り組む者は、満9か月齢以上の繁殖雌牛を対象とする。

オ 前年同期末頭数は当該年度の前年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、当該年度の前年度の3月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

カ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

キ 備考欄には、除外牛となる理由を記入する。

#### 5 提出書類

(1) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの写し

(2) 配合飼料の価格差補てんに関する基本契約又は配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約の写し

【注意事項】 中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。

◆牛マルキン事業、◆優良繁殖雌牛導入支援（4万円／5万円事業）

◆その他繁殖雌牛の導入に係る事業（国庫及び独立行政法人農畜産業振興機構事業のみ）

※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。

書類確認	生産者集団名
	確認者氏名 印
整理番号	

(参考) 別紙様式第7号の取りまとめ表 (生産者集団等毎)

平成 年度繁殖雌牛増頭計画書 (中核的担い手育成増頭推進)

(生産者集団等名 : )

奨励金交付 対象者名	前年期首頭数 (H28. 1. 1)  (継続参加者: 12 か月齢以上) (新規参加者: 9 か月齢以上)	前年期末頭数		本年期首頭数		本年期末頭数 [計画頭数] (H29. 12. 31) ② (9 か月齢以上)	繁殖雌牛 増頭数 ③=②-① 又は②-①'	補助要件 を満たす 頭数 ④	奨励金交付 対象頭数 ④ ≤ ③	(参考) 奨励金 交付見込額	(参考) 目標頭数 (5 年後)
		継続参加者 (H28. 12. 31)  (9 か月齢以上)	新規参加者 (H29. 3. 31)  (9 か月齢以上)	継続参加者 (H29. 1. 1) ① (9 か月齢以上)	新規参加者 (H29. 4. 1) ①' (9 か月齢以上)						
	頭	頭		頭	頭	頭	頭	頭	頭	千円	頭
合計											

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛 (乳用種と肉専用種の交雑種を含まない) をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第3の2の(2)の ア～エに規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 前年期首頭数は満12か月齢以上の繁殖雌牛を対象とするが、当該年度に新たに事業を取り組む者は、満9か月齢以上の繁殖雌牛を対象とする。

- オ 前年期末頭数は当該年度の前年度の 12 月 31 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、当該年度の前年度の 3 月 31 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。
- カ 期首頭数は 1 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、期首頭数を 4 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)
- キ 備考欄には、除外牛となる理由を記入する。

別紙様式第8号

肉専用種繁殖雌牛台帳（中核的担い手育成増頭推進）

氏名：  
住所：

生産者集団名：  
現地確認年月日：平成 年 月 日  
担当者名：

印

No	品種	名号	個体識別番号	生年月日	月齢	飼養状況				備考					
						前年同期首 H28.1.1		本年期末 H29.12.31		導入時			異動時		備考
						前年期末 H28.12.31	前年期末 H29.3.31	H29.1.1	H29.4.1	年月日	月齢	導入経緯	年月日	異動経緯	
(継続参加者：12か月齢以上)	(新規参加者：9か月齢以上)	継続参加者 ①	新規参加者 ①'	② (9か月齢以上)											
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
計															
奨励金交付対象頭数 ②-①(①')=③															
導入頭数(事業実施期) ④															
④のうち補助対象牛の要件を満たす頭数 ⑤									うち、10万円	頭/8万円	頭				
奨励金交付頭数 ③≥⑤									うち、10万円	頭/8万円	頭				

- (注) ア 奨励金交付対象とする牛の備考欄に○印を付し、育種価が確認できる書類を添付すること。  
 イ 「飼養状況」は、当該牛をその日現在に飼養している場合は○印を付すこと。  
 ウ 本台帳には、繁殖仕向けの肉専用種の雌牛を記載すること（なお、繁殖供用しなかった牛は補助対象外になるので留意すること。）。  
 エ 品種の欄は次に記載の略号で記入する。  
 黒毛和種：黒、褐毛和種：褐、無角和種：無、日本短角種：短、アンガス・ヘレフォード種等の外国種：外、肉専用種相互間の交雑種：交  
 オ 除外牛となった場合は、●印に変更し、備考欄に除外となった理由を記載すること。  
 カ 本台帳は、適宜、必要な項目を追加して使用すること。

別紙様式第9号

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化  
等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 公新畜協第 号で交付決定のあった肉用牛経営安定対策補  
完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、新潟県肉用牛経営安定対策  
補完事業実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 金 円を返還します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け 公新畜協第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額           | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                               | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

公益社団法人 新潟県畜産協会  
会 長 様

平成 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）への参加申請に当たり、新潟県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第3の6に定められた事業参加要件である配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記のとおり申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、事業参加取り消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、事業実施主体等が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

記

※ 事業参加要件の該当区分

私は、平成 年度及び 年度のいずれも配合飼料価格安定制度に加入しています。  
（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する平成 年度及び 年度の数量契約の写しを、この申告書に添付して下さい。）



別紙様式第10号の取りまとめ

生産者集団等名：

事業名	(ふりがな) 氏名	左記に対応する記入項目				備考 (添付資料の 番号)	
		①契約者名・住所 ※注1 (個人又は法人)	②加入状況※注2		③経営類型 ※注3		④配合飼料の 購入先 ※注4
			28年度	29年度			
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 優良繁殖雌牛導入支援							
2 地域の特徴ある肉用牛振興対策事業 (1) 離島における肉用牛振興							

※注1：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入すること

※注2：全農基金（一般社団法人全国配合飼料供給安定基金）、畜産基金（一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金）、商系基金（一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金）の区分を記入すること

※注3：ア 肉用牛経営・繁殖、イ 肉用牛経営・育成、ウ 肉用牛経営・肥育、エ 肉用牛経営・一貫 を記入すること

※注4：記入例 ○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等